

戦没者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案の概要

前回支給された国債が最終償還を迎える戦没者の妻や父母等に対する特別給付金について、平成25年度以降も継続して支給する等の所要の改正を行う。(平成25年4月1日施行(一部の規定は平成25年10月1日施行))

○戦没者等の妻

(現在)

10年償還 額面200万円 → 10年償還 額面200万円

※受給者の平均年齢：約95歳 対象見込件数(概数)：106,000件

○戦没者の父母等

(現在)

5年償還 額面100万円 → 5年償還 額面100万円

※受給者の平均年齢：約100歳 対象見込件数(概数)：45件

